

令和5年9月11日

## 宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会



# 宇部市議会文教民生委員会会議録

- 1 日 時** 令和5年9月11日（月）  
午前9時58分から午後零時まで
- 2 場 所** 第3委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第80号 工事請負契約締結の件(恩田スポーツパーク施設(野球場)整備工事)
  - (2) 議案第76号 宇部市楠総合センター条例中一部改正の件
  - (3) 議案第77号 宇部市保健センター条例中一部改正の件
  - (4) 報 告 令和4年度介護保険料特別徴収賦課誤りについて
  - (5) 報 告 宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について
  - (6) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について
  - (7) 報 告 宇部市立小中学校校則の見直しに関するガイドラインについて
  - (8) 報 告 みらいWalkers★UBEの開催について
  - (9) そ の 他

## 4 出席委員（9名）

委員長	鴻池博之君	副委員長	浅田徹君
委員	芥川貴久爾君	委員	五十風仁美君
委員	岩村誠君	委員	志賀光法君
委員	真宅宣昭君	委員	猶克実君
委員	吉松剛君		

## 5 欠席委員（0名）

## 6 その他の出席者（0名）

## 7 説明のため出席した者

- (1) 議案第80号 工事請負契約締結の件(恩田スポーツパーク施設(野球場)整備工事)

観光スポーツ文化部

部 長	富田尚彦君
次 長	青山佳代君
次 長	白井幸雄君

スポーツ振興課長 荒 武 則 弘 君  
同 主 幹 岡 田 英 治 君  
同 副 課 長 東 野 伸 行 君

(2) 議案第76号 宇部市楠総合センター条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君  
次 長 島 田 伸 弘 君  
次 長 加 生 明 美 君  
高齢者総合支援課長 清 水 好 恵 君  
同 副 課 長 伊 藤 淳 君

(3) 議案第77号 宇部市保健センター条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君  
次 長 島 田 伸 弘 君  
次 長 加 生 明 美 君  
健康増進課長 伊 藤 志 奈 子 君  
同 副 課 長 奈 須 智 孝 君

(4) 報 告 令和4年度介護保険料特別徴収賦課誤りについて

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君  
次 長 島 田 伸 弘 君  
次 長 加 生 明 美 君  
高齢者総合支援課長 清 水 好 恵 君  
同 副 課 長 伊 藤 淳 君

(5) 報 告 宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について

市民環境部

部 長 黒 瀬 寛 文 君  
次 長 村 岡 和 弘 君  
次 長 石 川 綾 子 君  
環境保全センター施設課長 正 木 弘 君  
同 副 課 長 植 田 昌 吉 君  
同 副 課 長 山 村 隆 君

(6) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について

市民環境部

部 長	黒 瀬 寛 文 君
次 長	村 岡 和 弘 君
次 長	石 川 綾 子 君
環境政策課長	神 代 克 徳 君
同 主 幹	田 辺 義 和 君
同 副 課 長	西 岡 茂 君

(7) 報 告 宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインについて

教育委員会

教 育 長	野 口 政 吾 君
部 長	床 本 博 君
次 長	水 津 正 実 君
教育支援課長	藤 田 美 佐 子 君
同課長同格	石 崎 輝 彦 君
同 副 課 長	井 上 浩 之 君

(8) 報 告 みらいWalkers★UBEの開催について

教育委員会

教 育 長	野 口 政 吾 君
部 長	床 本 博 君
次 長	水 津 正 実 君
学校教育課長	佐々木 英 樹 君
同 副 課 長	長 嶺 茂 雄 君

**8 事務局職員出席者**

書 記	矢 田 亜 矢 子 君
-----	-------------

**9 傍聴者**

宇部日報ほか1名

---

——— 午前9時58分開会 ———

委員長（鴻池 博之 君） それでは、ちょっと早いのですが、皆さんお集りなので進めさせていただきます。皆さん、おはようございます。

ただいまから、委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在1人の申込みがありますので、これを許可することといたします。なお、これより傍聴の申込みがあった場合は、委員会傍聴規則第5条第1項の規定により、5人まで許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても傍聴者は、委員会室への入退室ができることになっておりますので、念のため申し添えます。

---

**委員長（鴻池 博之 君）** それでは、まず、議案第80号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（野球場）整備工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** おはようございます。それでは議案集35ページをお開きください。

議案第80号工事請負契約締結の件についてです。

これは、恩田スポーツパーク施設（野球場）整備工事請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、課長が説明しますので、よろしくお願いたします。

**執行部** それでは御説明を差し上げます。議案集の35ページになります。

本件につきましては、恩田スポーツパーク整備事業における施設整備工事のうち、野球場の人工芝舗装、スコアボード改修、ラバークッション改修に関わる工事費となり、請負金額は3億3,800万円とし、令和5年8月17日に仮契約を締結しております。契約の相手方は、恩田スポーツパーク整備・管理運營業務の受託事業者である美津濃グループの代表企業である美津濃株式会社代表取締役水野明人です。契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約です。

議決後着手し、完成期日は令和6年3月25日までとしております。

資料1を御覧ください。野球場の平面図になります。人工芝敷設面積は約1万3,000平米、全面人工芝となります。

資料2を御覧ください。スコアボードの立面図になります。現在、磁気式反転方式のスコアボードをLEDスコアボードに改修するものです。改修面積は46平米です。

資料3を御覧ください。野球場ラバークッション約900平米を全面改修するものです。

最後に、今後のスケジュールですが、令和5年度は多目的グラウンドに着手し、令和6年度5月供用開始を目指し工事を行うものとします。にぎわい交流施設、屋根付きグラウンドの設計を令和5年中に行い、令和6年4月から工事着手を予定しております。

令和6年度は、俵田翁記念体育館のアリーナ拡張、陸上競技場のメインスタンドや陸上競技場外周の改修を行います。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員（志賀 光法 君） すみません、何点かお聞かせください。工事内容、人工芝の張替え、スコアボードのLED化、ラバークッションの全面張替えということで、これまとめでの3億円ほどですよね、それぞれの提案の費用についての詳細を教えてください。

執行部 まず人工芝舗装です。約1億8,970万円。スコアボード、1億263万円。ラバークッション約4,570万円です。

委員（志賀 光法 君） ありがとうございます。人工芝これ単純に平米計算すれば分かるので、平米幾らかというのと、芝の種類ですね、人工芝の種類、どういう種類なのか。すみません、いろいろな種類があるのでしょうかけれども、野球に適正しているとか、そういうことがあれば、併せて御紹介いただければと思います。

執行部 人工芝の種類ですが、現在、宇部市では、テニスコート、サッカー場とも人工芝を張っております。

今回、野球場に行く人工芝の舗装については、今委員さんのほうからお話がありましたように、野球、ベースボールターフということで、野球場については、野球に特化した、クッション材としてチップが入っているのですが、それが飛び跳ねないように、毛先の丸まったものというふうに、事業者のほうから今説明を受けています。これによってチップ自体が飛散しないということでプレイヤーに優しい、もしくは不陸が出ない、出にくいというような特徴があるというふうに聞いています。当然ですが、現在利用されている利用者は鉄のスパイクであったり、ゴムのスパイクを使われていますが、従来と変わりなく、新たに靴を買い直す必要もなく、従来とおりに使えるような性質を持ったものを施工する予定です。

委員（志賀 光法 君） 平米数はこちらで計算します。平米単価ですね。

現在もいろいろな多目的使用がされていると思います。例えば、ニュースポーツフェスティバルであるとか、多目的利用も今後させていくのか、利用をできなくするのか、そのあたりを、高いものでしょうから、ちょっと確認したいと思います。

執行部 一応、ベースボールターフということで、ベースボールに適したというふうにはお話させていただいたのですが、従来どおり多目的な利用というのは想定しております。

ただ、専用野球場ということなので優先順位としては、野球の試合等を優先していきたいと思うのですが、いろいろなイベントで利用するという部分については、今までの天然芝と違って、養生が要らないのと、芝の損耗自体というのが出ないので稼動日数も上げられるということで、多目的な利用というのは十分検討し、利用していきたい、利用率を上げていきたいというふうに思っています。

委員（志賀 光法 君） それと一番大事なことというのは、メンテナンスですよ。これ

まで天然芝かなりメンテナンスにお金もかかっていたし、なるべく一般の使用をしてほしくないというようなことを実は聞いたことがあるのですけれども、変えることによって、メンテナンス——どのぐらいの費用が減るのか。まず、費用がかかるのかどうか、費用面はどうか天然芝と比較して。

**執行部** 現在、野球場のグラウンドの整備費が年間約1,800万円かかっております。

人工芝にした場合、全くゼロになる——土部分もありますし、当然メンテナンスをすることで、利用しやすい環境というのがあります。大体約500万円に圧縮されるということを今施工者のほうからも聞いております。だから、年間で約1,300万円の経費圧縮ということを今積算しております。

損耗する部分については、基本的には人工芝の場合は、競技の種類によって割と偏って損耗するのですが、損耗した部分についてもその部分だけエリアを区切って張り替える。他のサッカー場、テニスコートなどはどちらかというと全面をボールがバウンドするということで不陸という部分においては敏感なのですが、サッカー場や野球場については割とボールも——一番損耗する部分は選手がいる部分というふうに言われているのですが、そういう部分も限られてパーツごとに張替えが可能ということで、大体10年以上、15年程度の耐用年数というふうに考え、一部損耗の激しい部分は部分改修という形で、対応していきたいというふうに思っています。

**委員（志賀 光法 君）** ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが今後のスケジュールなのですが、多目的は令和5年の6月ぐらい、令和5年から令和6年の5月ですね。

それと俵田が今言われたとおり、野球場はどういうふうな工事の進捗、進められるのか。

**執行部** 今回議決をいただいた後、着手に入り、令和6年3月25日を工期として工事に入り、4月以降利用が可能というふうにしていきたいと思っています。

**委員（吉松 剛 君）** 今、人工芝の損耗部分については部分的な補修と言われましたけれども、全面的な、もう耐用年数といえますか、全面補修はないと。部分的に補修していくということですね。

**執行部** ちょっと先ほども言ったのですが、人工芝の耐用年数が10年から15年というふうに言われています。基本的には10年から15年以上をもつ可能性はあります。ただ、選手がいる部分、一番利用されている部分についてというのは早く損耗が進むので、その間を目途に張替えが必要になるのではないかとこのように思っています。

全面改修についてはやはり屋外ですので、紫外線が当たる等でやはり表面が劣化してくるということが考えられますので、15年を目途にやはり全面張替えということも、状況を見ては検討していかないとはいけなかなというふうに思っております。

**委員（吉松 剛 君）** そうしたら15年ぐらいまでに、また1億7,000万円ぐらい



かかるというような予定ですかね。

**執行部** 張替えの場合は、今回は土のグラウンドから人工芝に張替えるので、一旦土を撤去し、人工芝を撤去し、その下にアスファルト舗装します。その上に、人工芝を張りますので、工事費としては、張替えの部分、張替え15年後の張替においては、1億7,000万円にはならず、表面の張替えだけですので、もう少し圧縮できるというふうに思っております。

**委員長（鴻池 博之 君）** ほかにないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第80号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（野球場）整備工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（鴻池 博之 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、大変御苦労さまでした。

---

**委員長（鴻池 博之 君）** 次に、議案第76号宇部市楠総合センター条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第76号宇部市楠総合センター条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、宇部市楠総合センターの管理手法の変更及び宇部市総合支所の移転に伴い、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**執行部** それでは、宇部市楠総合センター条例中一部改正の件について、資料に沿って御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。

初めに、概要について御説明いたします。

楠総合センターについては、福祉総合相談窓口、楠地区社会福祉協議会や子育てサークルなど

の福祉機能と文化施設のルネッサンスホールを残し、北部総合支所機能移転に向け、改修工事を行いました。

現在、庁内ネットワークの整備や防災機器等の移設業務等を行っており、10月末ごろには全ての業務が完了し、11月には総合支所の移転を終え、楠総合センターの供用開始をする予定となっています。

今回の機能移転により、行政機能と貸館機能を有する施設となることから、管理手法の変更及び所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

施設の概要としましては、資料2ページに地図を掲載しておりますが、北部総合支所から国道2号に向かったところに位置し、鉄筋コンクリート造り地上2階建ての建物で、平成3年に開設いたしました。

次に、改正の内容について御説明いたします。

資料の1ページ中段を御覧ください。

改正点は4点です。

1点目は、指定管理者による管理の廃止です。

今回の機能移転等により、行政機能を有する施設となることから、指定管理者による管理から市の管理とするよう、指定管理者に係る規定を廃止または改正いたします。

2点目は開館日の変更です。

閉館日を祝日・年末年始と毎火曜日としていましたが、年末年始と第3火曜日と改正いたします。

3点目は、貸館部分の名称及び料金の改正です。

4か所ある貸室のうち、改修工事により栄養実習室がなくなり、代わりに調理室が設置されることに伴い、名称を変更するとともに栄養実習室と調理室の面積割合に応じて料金を改正いたします。

資料の4ページを御覧ください。

4点目は、その他として、貸室の規定及び条ずれ等の整備をいたします。

最後に、条例の施行日についてですが、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において、市規則で定める日から施行します。

その理由といたしましては、総合支所の移転に合わせて、改正後の条例を適用するため、移転日は11月6日を予定していますが、変更となる可能性があるため、公布の日から2か月以内としています。

以上で、条例改正に関する説明を終わります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

**委員長（鴻池 博之 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員（芥川 貴久爾 君） すみません。ちょっと今も第3火曜日は閉館になっているのですか。

執行部 はい、現在がもう既に第3火曜日を閉館にしております。それが旧楠町と合併した際に、実際には毎週火曜日から第3火曜日に、事実としては変更しておりましたが、条例の改正のほうの整備ができていませんでしたので、このたびの条例改正に伴い、整備をいたしました。

委員（芥川 貴久爾 君） ちょっと、よく分からないのですが、北部の総合支所というのがなくなるのですか。総合支所はなくなるのですが。

執行部 北部総合支所、ここは行政のほうの業務を行うところですので、通常どおり月曜日から金曜日まで開庁ということで、この1つの建物の中に、行政機能と貸館機能がありますので、今回のこちらの条例改正については、貸館機能の部分において関係する内容となっております。

委員（芥川 貴久爾 君） ふれあいセンターと考えればいいのでしょうか。普通のところのふれあいセンターと考えればいいのですかね、そのような感じ。いや、結局はすみませんね、ちょっと理解が悪くて。総合支所は今からも当然行政機能が残ると。旧宇部市でいうと、例えば西岐波みたいところがありますよね。ふれあいセンターがありますよね、そういうことですかね。

執行部 そうですね。建物の形としてはそういった形になります。1つの建物の中に行政機能と市民等が使える貸館機能の部分が存在しているということで、同じような形にはなります。

委員（芥川 貴久爾 君） すみません。行政機能でも第3火曜日はなくなるということですか。

執行部 こちらの条例は、貸館部分に関するものということですので、この条例が波及するのは、行政機能のほうには影響しない内容になります。

委員（芥川 貴久爾 君） すみません。行政機能のほうは一応は開いていると。行政機能のほうはできるけれども、貸館業務は第3火曜日はしないよと——分かりました。ありがとうございます。

委員（岩村 誠 君） 栄養実習室と調理室——栄養実習室がなくなって、代わりに調理室となっていますけれども、ちょっとなかなか文字だけを見ても、どんなものからどんなものになったかっていうのが具体的に分からないので、説明していただければと思います。

あわせて、使用料のほうも午前中だったら、1,000円から300円に変わっていますけれども、この辺の、何でそういうふうになったのかという根拠、考え方を教えていただければと思います。

執行部 栄養実習室ですが、これまでの楠のほうの行事等の際にそちらを使われて弁当等を作られていたと聞いております。

実際に、調理する場としては今回も残しているのですが、面積のほうは60平方メートルから

18. 29平方メートルに変わっておりますので、使用料につきましてはその面積割合に応じて算出をしております。

使用目的としては、調理室ということですので、調理をする場としては大きな差はないかと思っております。

**委員（岩村 誠 君）** ちょっと確認でイメージとしては、調理の場だけは残して、その他が今回なくなったということかと、後、狭くした分によって、残った部分というのは、ほかに何か使われたりするのでしょうか。

**執行部** 現在、改修後は、調理室は1階に位置するようになるのですけれども、その隣には地籍調査課等の行政施設が入る予定となっておりますので、狭くなった部分には行政のほうが使うようになるかと考えていただいてもいいかと思っております。

**委員長（鴻池 博之 君）** いいですか。ほかにありますでしょうか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第76号宇部市楠総合センター条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（鴻池 博之 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**委員長（鴻池 博之 君）** 次に、ちょっと入れ替えがあるようです——いいですか。

では、次に議案第77号宇部市保健センター条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第77号宇部市保健センター条例中一部改正の件について御説明をいたします。

このたびの改正は、宇部市楠保健センターの機能を宇部市保健センターに統合し、宇部市楠保健センターを廃止するもので、詳細につきましては、担当課長から説明させます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第77号宇部市保健センター条例中一部改正の件について、資料に沿って御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

まず1、概要について御説明します。

現在、市民の健康の保持増進を図るため、市内2か所に保健センターを設置していますが、地域保健サービスの実施体制の見直しに伴い、宇部市楠保健センターの機能を宇部市保健センターに統合し、宇部市楠保健センターを廃止するものです。

次に、2、宇部市楠保健センターの経緯について御説明します。

宇部市と楠町が合併した平成16年11月1日から令和5年度までの宇部市楠保健センターの業務体制と専門職の配置について、経年的に示しています。

合併時に、旧楠町民の利便性等を考慮して、楠保健センターの機能を残すこととし、保健師を3名配置しました。

平成20年度から、来所や電話による相談業務を2名体制で常駐する保健師や看護師が実施し、その他、健康教室や家庭訪問などの保健事業は、それまで楠保健センターを拠点として実施していましたが、宇部市保健センターから出向いて実施する体制に変更しました。

平成25年度からは、来所や電話による相談者数の減少に伴い、専門職の常駐を廃止し、毎週水曜日の午前中のみ、専門職が駐在し、来所相談等に対応しました。

平成26年度に地域・保健福祉支援チームが廃止され、各地区を専任で担当する地区担当制となり、北部地域の保健活動は北部総合支所に常駐する専門職が実施しています。

次に、3、地域保健サービス実施体制の見直しについて御説明します。

平成26年度以降の体制の見直し状況を上から時系列で記載しています。

平成26年度から段階的に専門職の地区担当制を導入し、併せて保健センターの中核的機能である地域保健サービスの企画立案を宇部市保健センターで全て担うこととしました。

平成28年度に北部総合支所や市民センターなどに24地区全ての地区担当の専門職を分散配置し、これに伴い、ふれあいセンターを拠点に住民に身近な場所で健康づくりの取組を実施しています。

楠保健センターについては、これまで保健事業の実施施設として活用してきました。

このたび、北部総合支所が楠総合センターへ支所機能を移転することに伴い、公共施設マネジメントの観点から楠保健センターの廃止をすることとしました。

次に、4、宇部市保健センターの拠点体制及び機能について御説明します。

地域保健法第18条に基づき、市内全域の健康づくりの拠点として設置しており、市民の健康の保持及び増進を図るため、以下にありますとおり健康診査や保健指導、健康教育等の事業を企画立案し、地区担当へ情報提供を行い、地区ごとの健康づくり活動に生かしています。

感染症や災害対策の実施に必要な物資や資材の備蓄の機能も持っています。

次に、5、施行日について御説明します。

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において、市規則で定める日から施行します。

理由としては、総合支所の移転に合わせて改正後の条例を適用するため、移転日は11月6日の予定ですが、変更となる可能性があるため、公布の日から2か月以内としています。

これらのことから、宇部市保健センター条例の一部改正を行うものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**委員長（鴻池 博之 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 楠保健センターを廃止することによって、災害時や新型コロナウイルス感染拡大の防止とかもあったのですけれども、その支障は出ないということですか。

**執行部** 災害時等の対応についてなのですが、拠点としては、宇部市保健センターに災害時の備蓄等の機能は持っておりますが、例えば、専門職が避難所に避難された方の健康管理等を行う際に持ち出す資材等については、市内の保健師が分散配置されてます支所のほうにも配置をしておりますので、特に支障はないかと思えます。

**委員長（鴻池 博之 君）** ほかにありませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第77号宇部市保健センター条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（鴻池 博之 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**委員長（鴻池 博之 君）** 資料があるそうです。

〔追加資料を配付〕

**委員長（鴻池 博之 君）** 次に、令和4年度介護保険料特別徴収賦課誤りについて、執行部から報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** 御異議ありませんので、報告を求めます。

**執行部** それでは、令和4年度介護保険料特別徴収賦課誤りについて、御報告をいたします。

これは、令和4年8月の特別徴収分の介護保険料が電算処理上の誤りにより特別徴収が不能となった事案に関するものです。

詳細につきましては、担当課長から報告をさせます。

**執行部** それでは、介護保険料特別徴収賦課誤りについて、御説明いたします。

まず、最初に介護保険料の徴収方法について説明をさせていただきます。

65歳以上の年金受給者については、年金からの天引き、特別徴収という形で、介護保険料を納付していただいております。

また、年金から天引きができない方については、納付書でお支払いいただく普通徴収という形で納付をしていただいております。

この案件は令和4年8月の特別徴収予定者、令和4年8月に支給される年金から介護保険料が天引きされる方のうち、令和4年8月の特別徴収額が変更になる方について、電算処理上の誤りにより年金から天引きができなくなったことについての御報告となります。

年金からの天引き、特別徴収ができなくなった方については、納付書による普通徴収の方法で納付をお願いいたしました。

それでは、資料の5ページを御覧ください。まず、収納状況についての御説明ですが、事前配付した資料のほうは9月1日時点の内容となっております。

この収納状況の説明については、先ほど配付いたしました最新の9月8日時点の資料のほうで御説明をさせていただきます。収納率は99.41%となっております。調定件数は4万8,962件、調定額は5億3,331万8,695円に対して、収納件数は4万8,682件、収納額は5億3,019万5,633円となっており、未納件数は280件、未納額は312万3,062円となっております。

それでは、事前配付資料の5ページを御覧ください。

次に、取組についてです。市民の皆様に納付をお願いした、これまでの取組について御説明をいたします。

まず、1、周知についてですが、事案の内容と納付について、市ウェブサイトや市広報、ラジオの市政情報により周知を行うとともに、高齢者が参加する行事等に職員が直接出向いてお願いをいたしました。また、高齢者施設等へは周知についての御協力をお願いいたしました。

2、コールセンターによる納付勧奨なのですが、こちらについては令和4年12月に実施をいたしました。

3の納付勧奨通知については、文書による納付勧奨を令和4年11月から令和5年8月までの間に計6回行いました。

4の臨戸訪問については、令和5年2月、3月、8月に実施しております。介護保険係を中心に、高齢者総合支援課職員全員で対応をいたしました。

5、その他としましては、市役所の窓口に来られた方に直接納付のお願いや、高齢者総合支援課職員からも電話で納付のお願いをするなど様々な機会を捉えて、納付率の向上に努めました。

今後の予定ですが、まだ納付をしていただけていない方に対しては、再発行の納付書を納付のお

願い文書と合わせて送付するとともに、引き続き、臨戸訪問と電話での納付勧奨を続けてまいります。

では、資料6ページを御覧ください。再発防止策についてですが、1、チェック体制の強化としてチェックリストを作成し、データの作成や送付など、作業の都度、職員2人以上によるダブルチェックのほうを徹底しています。

また、2の関係課及びシステム業者との連携強化としましては、関係課とシステム業者で協議を行い、今回の誤りの原因となった作業手順を見直し、手順書のほうを整理いたしました。

それとともに、年1回の賦課作業や決算の処理など、また、運用に変更があった場合など、そういった場合にも、運用スケジュールや作業手順を関係課とシステム業者と共に常に共有できるように定期的な協議を行っています。

今回のような事案を起こさないように、事務処理を徹底し、再発防止については今後も続けてまいります。

以上で、報告を終わります。

**委員長（鴻池 博之 君）** 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

**委員（芥川 貴久爾 君）** はい。これ、非常に臨時会でもあったのですけれども、実際には国のほうの手直しをお願いしたけれども、なかなか国が駄目ですよと言われたと、実際もこうなることは明らかで、もう非常に大変な事務になるなど。

例えば、この未納額、絶対に、今までもそうですし、100%になることはないだろうと。となると、どこかがその未納額分を払わなければいけなくなるのですが、まだまだそういう時期になっていないので、その話は進んでないと思いますけれども、そういうことも考えたら、例えば、この業務がなぜ市でやらなければいけないかという、市税の情報を、宇部市しか持ってないということでこういうふうになるのですよね。

これを国が一括で持ったら、多分、国のほうで一括処理——当然、この介護保険料というのも、国の事務であろうと思いますので、ぜひ市長さんには、国のほうに、やはりこういうものは一括の電算処理ができるわけですので、一緒にやるように、勧めていただきたいと。

そうでないと、こういうことが、間違いなく起きる可能性はどこの市にもあると思うので、したがって、今の再発防止が、今のチェック体制とか、こういう関係システム業者との連携強化ではなくて、本当にもう国が、国と地方と一緒に税データを持てば、こういうことはもうなくなるし、一応プライバシーとかそういうセキュリティーも1か所でまとめることができるので、非常にいいと思いますので、この問題、本当に全国的に考えていただいて、国として、いい方法や、できる方法は必ずあるのではないかと私もずっと言ってきましたけれども、その辺を、きちんと。

だから、もうこの今の未納額についても、今はどうなるかというのは多分話してないでしょう



けれども、本当にこの未納額を誰が払うのだということ。

当時、データをやり替えるのに、もう間違いなく1日2日でできるのですけれども、1か月ぐらい余裕を……。間違いが発生して、時間があつたのに、それはやってくれなかったと、市のほうをお願いしてもやってくれなかったということがあるので。

ぜひ、この分については、宇部が未納額をどうかしろと言われたら、そういうふうな話をして、絶対進めて、国として、こういうことをもうないようにというようなことの話に持って行ってほしいなというふうに思います。以上です。

いや、答弁を求めても大変でしょうから、要望として、そういうことで、ぜひ頑張ってください。

このことについては、また、一般質問でもする可能性がありますので、今、7市町ですかね。観光等をやっているようなことがありますので、そのところにも、強くちょっとお願いしようかなというふうに思っていますので。ぜひ市役所一丸となって。やはりこういうようなことが起こるのは間違いなくあるので、今までやって、今からもこういうようなことで進めようと思えば、そういうことが絶対に発生しますので、ないようにするためには、今の、一緒にやるのが一番いいと思いますので。

以上で終わります。

**委員(吉松 剛 君)** 参考までにお聞きしますけれども、納付勧奨通知を6回発送というふうに書いてありますけれども、4万8,000件の通知を6回発送したということでしょうか。

**執行部** 勧奨通知なのですけれども、納付書を送って払っていただいた方には送っておりませんので、発送総数としては7,630通になります。

まず、1回目の令和4年11月に発送したときには4,300通。次に、令和5年1月に発送したときには1,600通。同じく令和5年4月が600通。令和5年6月が450通。令和5年7月が360通。令和5年8月が320通ということで、その段階で支払っていらっしやらない方に送っていますので、納付勧奨通知としては計7,630通となっております。

**委員(吉松 剛 君)** それですと、最初の納付書を4万8,962通は送っているのですよね。それプラス7,600通ということで、合計5万6,000通を送っていると。余計な発送なのですよね。

ポイントは当然郵便代もかかりますし、当然職員の人件費もかかってくるということで、単純に納付件数の額だけではなくて、それ以外の余計な税金といいますか、お金がかかっていますので、その辺はしっかり認識しておいていただきたいと思います。

**委員(志賀 光法 君)** この1年間大変な御苦労があつたというふうに思います。

私も経費のことが気になったのですけれども、聞かないことにしようと思います。

それより気になることがあるので、すみません、あの今日頂いた資料では未納件数が、残りが280通、8月に320通を出して、それからこれだけの効果があったといいますか、収納を受けたわけですがけれども、中に、これが発生したときに、自分自身は銀行とか、そういうところに行けない、交通機関がないとかいうことも聞いていましたけれども、残りの280件ですかね。この方、主にもう亡くなられた方もいらっしゃるのではないかとか、いろいろな事情があるのですけれども、この残りの280件はどのように今受けとめられていますか。

ゼロにはならないとは思いますが、そのあたりちょっと気になるものですからあえてお聞きします。

**執行部** はい、残りの280件なのですけれども、お見込みのとおり、高齢者ですのでお亡くなりになった方等もいらっしゃいます。そういった方については、相続人のほうを調査いたしまして、支払いのほうはお願いをしていくようになるかと思えます。

ただ、納付書は届いているけれども、なかなかちょっとうっかり忘れていたとか、訪問をしてお会いしたら、「そうやった、払おうと思っていたけれども、忘れていた」とか言う方もいらっしゃいますので、そこはもう臨戸訪問等でこまめに御本人に会えるような形で納付のほうはお願いをしていきたいと思っております。

できるだけこの100%が通常のもので、そちらのほうを目指してやっていきたいと思っております。

**委員長（鴻池 博之 君）** いいですか。ほかにありますでしょうか。

ないようですので、令和4年度介護保険特別徴収賦課誤りについての報告は終わりました。健康福祉部の皆さん、お疲れさまでした。

---

**委員長（鴻池 博之 君）** それでは次に、宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について、執行部から報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** 御異議ありませんので、報告を求めます。

**執行部** それでは、順位5、宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について報告をさせていただきます。

現在、令和4年度そして令和5年度の2か年で策定を進めております宇部市次期ごみ処理施設整備基本構想につきまして、令和5年5月11日に第4回検討委員会を、さらに令和5年7月28日に第5回検討委員会を開催しましたので、その検討委員会の内容につきまして、担当課長のほうから説明をさせますのでよろしくお願いたします。

**執行部** それでは、宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況について御報告いたします。

このあり方検討委員会につきましては、参考資料のとおり、老朽化いたしましたごみ処理施設の建替えに向け、令和4年度から令和5年度にかけて、学識経験者、各種団体、市民代表をメンバーに、年3回程度を開催し、その中で将来のごみ処理施設の在り方を協議、検討していただいているものです。

第1回から第3回までについては、3月の文教民生委員会で御報告したところです。

今回は第4回、第5回の開催状況について御報告いたします。

まず、第4回委員会ですが、資料は別添1になります。

令和5年5月11日に開催いたしました。議題といたしましては自治体アンケート調査結果について、資料の1ページから12ページになりますが、近年、ごみ処理施設を整備し、1年以上稼働実績のある20自治体に施設整備に係るアンケートを実施したところ、16自治体の回答を得ました。アンケート内容といたしましては、採用された処理方式や、運営方式、その選定理由、本市へのアドバイスなどです。

次に、メーカーアンケート、集計結果についてですが、資料の13ページから22ページになります。

過去10年の間に施設を整備した実績のあるプラントメーカー15社にアンケートを実施したところ、アンケートに協力する意思があると回答したところが8社、辞退すると回答したところが7社でした。

アンケートの内容といたしましては、推奨するごみ処理方式や、建設費、維持管理費、カーボンニュートラルに寄与できる内容や、災害廃棄物の処理に対する制約条件などです。事業費が非常に高い、今後、仕様書の作り方が重要になるなどの意見が出ました。

続きまして、第5回委員会ですが、資料は別添の2になります。

令和5年7月28日に開催しております。

議題としましては、本市における施設更新の方向性、資料1ページから6ページになりますが、燃焼ごみ焼却方式、燃料化、炭化、トンネルコンポスト、油化、バイオマス、堆肥化、飼料化、これらの処理方式と、安心・安全、経済性、災害対応、温室効果ガス発生などの施設整備の基本方針との整合性について整理をいたしております。

なお、今回、処理方式については選定はしませんが、今後選定する際の留意事項を整理いたしております。

また、リサイクルプラザ、可燃系ごみ処理施設の新設や解体の順序等、比較・検討いたしております。

次に、事業方式の検討について、資料の7ページから9ページになりますが、民設民営、公設民営などの施設の事業形態について、メリット・デメリット、最近の動向について検討いたしております。

次に、財政支援制度の活用については、資料の10ページから12ページですが、国の財政支援など活用できる交付金や財源構成などについて検討をいたしました。

以上が、開催状況でございます。

最後に、今後の予定についてでございますが、第6回委員会を10月に開催いたしまして、パブリックコメントを11月または12月に実施し、意見を反映したものを令和6年2月の第7回委員会でお諮りし、取りまとめたものを3月には基本構想として公表する予定にしております。

以上が、報告になります。よろしくお願いいたします。

**委員長（鴻池 博之 君）** 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

**委員（猶 克実 君）** 最後に、今後のことをちょっとお話しされたので、そのことなのですけれども、来年3月までに計画が完成するということですね。

それで、今この説明の中に、コストの比較というのが、この中ではないのですけれども、それは、会議の中で示されているのでしょうか。

**執行部** コストの比較については、このたびの基本構想の中では定めませんのでお示しはしておりません。アンケートで得た金額等については周知、共通認識を図っているところです。

**委員（猶 克実 君）** ということは、理想的な方法であれば、幾ら金がかかってもよいという形で進められているのでしょうか。

**執行部** 理想的な方式を、まずこの今の基本構想を、今年度3月までに出す基本構想では、まだ選定、絞り込みをしないという予定にしております。その後の基本計画等につきまして、新たに選定をしていくという運びになっておりますので、このたびは、広く、この課題の抽出といたしますか、その辺が中心になっております。

**委員（猶 克実 君）** ちょっとよく分からなくなってしまったのですけれども、今回検討されているのは、焼却方法については検討していないということですね。

**執行部** 焼却方法についてはこういった焼却方法があります。その方式について、メリット・デメリットがありますというところを整理していったら、今後決めていくに当たってはこの辺に注意していかないといけないねというところを議論していただいております。

**委員（猶 克実 君）** 最後の今こういった方法がありますよというのと、今回調べて、最終的にこういった方法を選択する。そういった方法を選択するといったときに、どうしてもやはり、コストの話になると思うのですよね。

前回の今のガス化溶融炉、20何年前。20年ぐらいたっている時には、コストが今と全く同じようなやり方で、コストが一番最後に出てきて、ダイオキシンも発生させないということが当時は大前提でしたから、高温で燃やすと。大学の先生たちがそういうふうにして決めて、コストが後から来たのですよね。その時にみんなびっくりしたのですけれども、決まったものはしょうがな

いということで、150億円をかけてやりましたよね。

今回もう同じようにやるというふうに聞こえてくるのですけれども。

何ですかね、例えばトンネルコンポストで、生ゴミは別にしようかという話とかいう……。コストはすごい影響がある話ですよ。コストなしに議論をされているというのが私ちょっと不安でしようがないのですけれども。そこはどこから会議の中で、どこで、最後は決めるのですか。

**執行部** 今、このたびの現施設も110億円というような金額がかかっております。

非常にやはり高価な建物になりますので、経済性については必ず検討しなければいけない項目と認識しています。

その中でいつ決めるのかということなのですが、今、基本構想の中ではまだ決めません。で、次の基本計画の時に、実際にはこの方式については、これぐらいかかるというようなことで今、現状として把握できておりますのは、今日御報告いたしましたメーカーアンケートの中で各企業が大体250億円ぐらいという回答をしてくれております。

会議の中でも、その金額については高いという認識を持っておりますので、では今度仕様のほうをどういった形にするかとか、その辺を考え込んで、次のステップを踏む必要があると考えております。

**委員（猶 克実 君）** 今、提示額があるのですけれども。例えば、今の炉は60トンで3基。その3基にした理由が、1基は保守点検用に残して、2基で運転すると。かつ、1,300度のガス化溶融炉で、ダイオキシンが発生しないように、その代わり1,300度というと、ほとんどのものが溶けてしまうぐらいの高温ですから壊れるところもあって、どんどん壊れていくのですけれども。

今現在、最新式だと800度前後でも、ダイオキシンが発生しない。

ガス化溶融炉ではなくて、スラグ溶融炉とか、いろいろな種類が出てきているわけです。思いながらですよ、今、課長が今回の予算は110億円ですからと言われた。その110億円を出す時に、何か根拠があったのですか。

私が心配するのは、計画もそうですが、基本構想ができて、基本計画ができる。その基本計画や基本構想の時にヒントが実はあって、最終的には実施計画ができるときに、最初の基本構想の中に、市の頭の中にあっただけのもがそのまま、それが形になっていくのではないかと。

どんな偉い先生が来ても市が110億円の予算を持ってこういうふうにしたいから、こういうものを考えているよと、そういう流れになってしまっているのではないかとということを心配するのですよ。本当に白紙ですか、やり方が。金のことを考えていないのではないのですか。

**執行部** 今は、経済的、金額的なことについては検討の中で現在は入っておりません。

いや、110億円というのは、今現行の施設を建てたときに110億円です。今、アンケートで返ってきているのが、平均すると250億円ぐらいなのですよ。このたびのメーカーアンケ

ートで。だから、かなり乖離がありますので、この辺を、仕様をいかに絞っていくかというのはやはり知恵の出どころだろうと考えております。

**委員（猶 克実 君）** 今度は焼却量のことなのですからけれども、現状の量で市は計画されているのですか。それとも、例えば、200トン——人口が減っていけば、減ると思われるのですけれども、今3基の炉があるけれども、ちょっと修理の時に止めないといけないからということで、2つ3つにすると。本当は2つで十分できるのだけれども。その分が、それは荏原の言われたとおりにやったら、結構高いものであった。

このアンケートというのは皆業者の言い分ですからね。

私は言いたいのは、業者の言いなりの計画ではなくて、市がしっかりと考え方を持ってこの話を進めてほしいのです。

例えば、皆さん知っているのかもしれないのですが、私は前回の部分、この話をずっと言ってきたのですけれども、炉というのはね。高温炉というのは修理、メンテナンスのために、温度を下げて、止めるたびに壊れるのですよ。新日鉄とか、大手鉄鋼会社の炉は止めないのです。止めて、温度が下がったり上がったりさせると壊れる。

ところが、宇部市は業者のほうから点検のために、何か月に1回、温度を下げて止めますと。止めるときに、ひび割れが起きています、何とかです。止めるから壊れるのですよ。何回も言ったことがある。業者はそれを言っているのですよ、止めたら壊れると。私の耳には入っています。

ところが、宇部市はいいお客さんだから炉をしっかり止めてくれる。そのたびにメンテナンスにお金をかける。市の職員がしっかりと、そのね、どうやったら安くできるかという方法を——前も話したけれども、分からないなら、がむしゃらにやってくださいとやったほうが安上がりかもしれないです。

これ、今メーカーアンケートというのを取っているけれども、これ僕は本当に信用できない。メーカーには、いかに宇部市が幾らまでならお金が出せるかということを考えているようなところが今までもずっとありました。日本全国全部そうですからね。

計画が何というかね、この今のペースだと、今の焼却炉ができたのと同じようになってしまうような心配がありますね。

**執行部** 冒頭、処理量と言いますか、規模の話がございましたけれども、今や198トン、200トンでの規模ですが、今考えておりますのが、令和16年度に新しい施設を稼働すると想定した場合、160トンということで、現状よりは少ない量で考えております。

**委員（猶 克実 君）** 過去のことを言ったら、まだ1時間も2時間もちょっとほしいぐらいなのですからけれども、簡単なことをちょっと聞きます。

生ごみの話で、市議会からトンネルコンポストのほうが安上がりなのではないかという提案が出たと思うのですが、あの話はどうなっていますか。

**執行部** トンネルコンポストにつきましても、1つの処理方式としまして、このたびのアンケートもかけておりますし、まだ絞り込んでおりませんが、1つの選択肢と考えております。

**委員（猶 克実 君）** 今の絞り込んでいないというのはどういうことですか。どのレベルの話ですか。

**執行部** このたびについては、まだ焼却方式にするとか、トンネルコンポスト方式にするとか、堆肥化方式にするとか、そのような処理の手法についてはまだ決め込んでいないということです。

**委員（猶 克実 君）** 処理の手法、生ゴミだけですから、トンネルコンポスト方式というのは。そこは決めていないと。

ところが、今この運営方式については議論されているのですよね。

最終的にはどういうふうに。処理方式は今議論をしていないと。

ちょっと頭を整理しますけれども、運営方式は議論をしていると、契約方式とかは……。書いてあります。

**執行部** 運営方式につきましてもまだ決めてはおりません。こういった方式がありますよという選択肢をいっぱい出していただいて、どの方向が一番いいのかなという状態でございます。

**委員（猶 克実 君）** 結論はいつ出るのでしょうか。次の段階に行くのは、私が今言っているようなことが具体的になる会議はいつ頃になるのでしょうか。

**執行部** それにつきましては、次の基本計画をつくるときに明らかになってまいります。

このたびの基本構想は、主に課題を整理していきたいというふうに考えております。

**委員（猶 克実 君）** もう1回。その、私が言ったのはその基本構想が——市役所建替えでも全部そうなのですけれども、基本構想だからまだ言っていないと言いながら、基本計画をつくるための基本構想だから、基本構想にはある程度、その市の考え方とかがあるのですよね。それに基づいて、基本計画ができてしまうのですよ、新しいのが入っても。

だから、市がしっかりしなければいけない部分というのは既に始まっているのです。

委員会、基本構想の計画に乗った人達に聞いてから、決めるのでなくて、本来は何かあるはずなのです。

基本構想ができてから、基本計画をやりますよというのは当たり前の話なのであるけれども、基本計画自体は基本構想に基づいてできるから。

その考えは既にあるのではないですか。もう内容的に任せてですか。違うでしょう。

**執行部** 今おっしゃられたとおり基本構想があつての基本計画でありますので、宇部市としては、例えば処理方式については、安心安全な処理に重きを置くのか、環境に配慮したものに重きをおくのかと、その辺の大きな方針的なところ、これは考えていく必要があると考えております。

その中で、次にどうしようかと言ったときに、焼却方法にしても、その中にはいろいろな方法がありますし、そうではなくて、環境に特化するということであれば、例えばトンネルコンポス

トを採用しても、それはおかしな話ではないではないと考えております。

**委員長（鴻池 博之 君）** いいですか。ほかにありますでしょうか。

ないようですので、以上で、宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会の開催状況についての報告は終わりました。

---

**委員長（鴻池 博之 君）** 次に、宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について、執行部から報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** 御異議ありませんので、報告を求めます。

**執行部** それでは、順位6、宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について報告をさせていただきます。

新火葬場につきましては、令和5年2月に宇部市新火葬場建設計画を策定し、令和10年度内の供用開始を目指し、準備をしているところです。

現在の作業状況と今後の予定につきまして、担当次長のほうから説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、新火葬場及び合同墓の整備に関して御説明をさせていただきます。

まずはスケジュールのほうから御説明をさせていただきます。

新火葬場合同墓整備スケジュールのファイルをお開きください。

上段から順に説明をさせていただきます。

新火葬場の全体の整備スケジュールですけれども、令和5年度、今現在、宇部市にて用地地形測量及び地質調査を実施しているところです。

次年度令和6年度につきましては、宇部市にて造成及び道路改良等の設計を実施し、4月には事業者の選定のための入札公告を行い、12月に本契約を予定しております。また、契約後は事業者による基本設計業務に入ることにしております。

令和7年度につきましては、宇部市側で造成、道路改良工事に着手し、事業者側のほうでは実施設計を行っていきます。

令和8年度から令和9年度にかけては、新火葬場の建築工事を行いまして、令和10年度外構工事設備等々の準備を経まして、令和11年の3月、この3月頃の供用開始を目指していきます。

また、白石墓園内の周遊園路に関しましては、立木等の伐採等を実施して、明るい道路空間の確保に努めていく予定です。

続きまして2段目の事業者選定契約業務スケジュールですが、今現在は実施方針及び要求水準書案の作成業務を行っております。9月末、今月末の公表を予定しております。あくまでも案の



段階での公表になります。

そして、次月10月以降につきましては募集書類の作成事業者からの見積書の徴取を経て、債務負担行為の限度額を算定していきます。年度末の議会にお諮りしたいというふうに考えております。

令和6年度におきましては、4月入札公告後、7月頃までを公募期間として、その後、事業者との対話の機会を設けていきます。提出された提案書は8月から9月頃にかけて、事業者選定委員会にて審査を行い、10月には事業者を選定する予定でその後契約作業を進めて、令和6年の12月をもって本契約としたいと考えています。

最後に、一番下の合同墓の整備スケジュールでございます。

新火葬場の全体整備のスケジュールとリンクをさせています。

令和5年度が、用地、今現在やっておりますが用地地形測量を行っております。来年度、令和6年度に造成の設計、令和7年度からは地質調査、そして建物のほうの基本設計造成工事を実施して、令和8年度の実施設計を経まして、令和9年度からは建築工事に着手する予定です。

その後、令和10年度には外構工事、設備等の準備を行いまして、令和11年3月頃、新火葬場とセットにして同時に供用開始を目指していきます。

次に、ファイルが変わります。

もう1つのファイルの宇部市新火葬場整備運営事業に係る実施方針案及び要求水準書案抜粋をお開きください。

ここは、細々書いてありますのでポイントを絞って御説明させていただきます。

ここにお示しているのは、現在作成中の実施方針、要求水準書いわゆる仕様書の案について記載をしています。

昨年度、専門家や市民で構成する検討委員会にて審議して、こちらの文教民生委員会でも随時御説明、御報告しながら、新火葬場建設基本計画を策定したところです。基本的には、今後この基本計画が建設運営事業者を選定するための要求水準書のベースとなってきます。

計画外でも各委員の皆様から幅広く意見を頂いておりますのでそちらも反映する形で、現在、要求水準書等の作成作業を行っているところです。

資料の左方から簡単に御説明します。

左方が敷地条件です。現在の火葬場から、奥に白石公園の中に入ったところの墓園内、赤色で新火葬場と書いてあります。こちらが建設予定で、敷地面積は7,800平米となっています。

この地図上の青色で書いてあるところが合同墓というところで新火葬場と近接する位置にあります。

続いて、2つ目の施設に関する要求水準、本資料では全ての項目を御説明できませんので主なものについて絞って記載をしています。

建物要件でございますが、施設イメージの配慮事項はこちらに書いてある記載の4点を挙げております。

それから、次の表、下の表では、構造、面積、火葬炉数、主な諸室要件について記載をしています。

それから、続いて、諸室の要件ですが、火葬部門と待合部門に分けて、必要な諸室、こちらに書いてある諸室を示しております。

基本的には、基本計画に沿って、今、要求水準書案を作っているところです。

そして右側に行きまして、システム設備要件につきましても、記載の内容に関して新火葬場への備え付けを必須としています。

そして、その下の外構要件ですがここでは、駐車場を敷地周辺整備に関して、市が事業者に求める事項を記載しているところです。

そして、さらにその下、その他事項ですが、ここについては、開場時間であったり、合同墓の委託を併せてやること、それから市が実施する整備内容について、内容を記載をしているところでございます。

次に、3の事業方式。ここについては、施設の設計建設維持管理運営を一体的に行うDBO方式により実施するという事で、基本計画を定めておりますので、それに沿ってやりますということに記載しています。

続いて、4番目事業者の募集選定ですが、価格に加えて民間の提案を総合的に評価する他市等でも取り入れられている総合評価一般競争入札を採用する予定でございます。

そしてページの最下段、入札参加者の構成要件につきましては、ここに記載のとおりでございますけれども、一番米印のところでございます。設計建設維持管理につきましては、市内に本店を有するものを1社以上含むように今のところ考えておりますが、ここについては、提案の幅も確保するという意味もありますので、詳細に、参加要件は今後検討をしていきたいというふうに考えております。

そして次のページでございます。

次のページはですね、事業の実施体制のポンチ絵みたいなことを示しております。

宇部市が基本計画を全体のグループと結んで、その後、設計建設工事請負契約を施設整備のグループ、維持管理運営業務委託管理の契約を維持管理運営グループと結ぶということになってきます。

そして、7番以降につきましては、施設整備計画の参考として基本計画上のものを記しております。実際はDBO方式ということでございますので、事業者からの提案によるものになってまいります。ここは一応参考図として掲載をしているところでございます。

以上、新火葬場整備に係る実施方針案及び要求水準書案の主なものについて説明をさせていただきます。

いただきました。私からの説明は終わります。

**委員長（鴻池 博之 君）** 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** ないようですので、以上で、宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況についての報告は終わりました。

市民環境部の皆さん、お疲れさまでした。

---

**委員長（鴻池 博之 君）** それでは次に、宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインについて、執行部から報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** 御異議ありませんので、報告を求めます。

**執行部** 皆さん、こんにちは。教育委員会です、よろしくお願いします。

それでは、報告事項になります。宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインについて、教育支援課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインについて、御報告いたします。

教育委員会では、今年度、市内公立小中学校の生活の決まりや校則の見直しを進めていくための際の事務手続きとしまして、校則見直しのガイドラインを作成いたしました。

ガイドラインの1ページになりますけれども、このガイドラインでは、第2期宇部市教育振興基本計画の理念である、子供たちが自ら主体的に社会に関わり合い、向上心を持って学び、自ら気づき、磨き上げていくという自立の心と、多様な一人一人が互いの人格を尊重し、支え合い、社会の中で自らの役割と責任を果たし、高め合っていくという、共存同栄の精神（こころ）という、2つの「こころ」の実現を目指しております。

また、策定の背景といたしましては、2ページ載せておりますが、国の新たな教育振興基本計画や、令和5年4月から施行されたこども基本法、令和4年12月に文部科学省の生徒指導提要在改定されたことなども背景として挙げております。

ガイドラインの内容につきましては、教育委員会が素案を作成し、それをPTAや学校運営協議会、小中学校の教育研究会で、生徒指導や教育相談を担当する教員など、計10名で構成するガイドライン検討委員会の協議や、教育行政やこども基本法などについて知見をお持ちの日本大学の末富芳教授にも助言を頂くなどして作成し、各小中学校に配布いたしました。

それではガイドラインの詳しい内容につきましては、課長同格の石崎が御説明いたします。

**執行部** 失礼します。本市での校則見直しにつきまして説明いたします。

今ある校則を少し見直せばよいという考え方ではなく、児童生徒が主体的に2つの「こころ」を育むためにも、ゼロベースからの校則見直しを重視しております。

校則を見直す過程で、児童生徒は子供同士や、様々な立場の人たちとの対話を通して、安心安全かつ充実した学校生活の構築に向けて、主体的に関わることや、互いを認め尊重しながら高め合うことなどを学びます。こういった経験を学校生活の中に生かしてほしいと考えております。将来的には主権者教育にもつながると考えております。

2ページに移りまして、先ほど課長のほうが説明しましたがけれども、国の第4期の教育振興基本計画、それからこども基本法が令和5年4月に施行されております。また、生徒指導提要の改定も行われております。

校則の見直しに児童生徒が主体的に参画することは、児童生徒自身が校則の根拠を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えております。

そして、3ページになりますけれども、令和5年の4月下旬から5月中旬にかけて、教職員、児童生徒、小学校5・6年生、中学校1・2・3年生、そしてその保護者を対象にアンケートを実施しました。

3ページにありますように、「あなたは自分の学校の校則の見直しが必要だと思いますか」と、この質問に対して、特に、中学校の保護者では53.0%と、必要と答えております。全体では42.8%が必要と回答しております。

また、問の9にありますように、「校則を子供たちがつくったり考えたりする場が必要であると考えますか」との問いに対して、全体で52.6%が必要であると回答しております。必要であると回答した保護者が77.4%、中学校の保護者でありますし、教職員のほうも70.6%が必要であると答えております。

4ページに移りますが、校則見直しの観点ですが、児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築、必要かつ合理的な範囲内で制定すること。そして、校則の公表。これを基本としております。

5ページにいきまして、特に、2番目の必要かつ合理的な範囲で制定すること。

これにつきまして4点、各校に必ず改定を行うように指示しております。

1点目が、生まれ持った性質に対して許可が必要な規定。

2番目が、男女の区別により性の多様性を尊重できていない規定。

3番目、健康上の問題を生じさせる恐れのある規定。

4番目、合理的な理由を説明できない規定。

こういったものについては必ず改定を行うようにお願いをしております。

6ページに、ゼロベースから見直す取組の中学校の例を示しております。

今ちょうど9月ですけれども、9月、10月あたりにアンケートをしたり、生徒会で話し合っ

たりするような場があります。

そして、特に重視しておりますのが、〇〇中校則見直し委員会と記載しておりますが、生徒と大人が同数、これを、特に学校にお願いしております。そのメンバーによる校則見直し委員会を実施いたします。その協議結果を基に、生徒会は校則案を作成し、校長に提案します。

そして、1月から2月に校長は協議の結果を尊重することを基本としつつ、教職員や保護者、学校運営協議会の意見を聴取した上で、校則を決定し、生徒にその理由を説明いたします。そして、校則をホームページ等で周知いたします。

7ページに移ります。校則見直しに当たって、ただ校則を見直すというのではなく、学校教職員と児童生徒、保護者との信頼関係をしっかりつくった上で、こういった校則の見直しを進める必要がありますので、生徒指導の在り方について、再度ここで示して、学校に、信頼ある学校づくりをお願いしておるところです。

**委員長（鴻池 博之 君）** 以上で、報告は終わりました。

質疑はありませんか。

**委員（真宅 宣昭 君）** 校則の最終決定は校長先生がするという事なのですが、学校によっても全然違うような校則になってしまうのではないかと思います。宇部市の学校でも全然違うような校則になってしまうということで、何か横のすり合わせみたいなものをやる予定はないのでしょうか。

**執行部** すみません。横の各中学校とか小学校とか、そういったことだと思うのですが、やはり地域の状況とかもありますので、一律に教育委員会からこのようにしてくださいというすり合わせありませんけれども、ただ、地域においては小中連携ということで、小学校の子供たちがその地域内の中学校に上がっていくというところで、そういったつながりにつきましては、情報共有等については行われるものと考えております。

**委員（真宅 宣昭 君）** 校則を1回決めたら、毎年見直しをするということですが、その改正方法——例えば、時代の流れに合わなくなる、なったような校則を改正する場合は、どのような改正方法をやられるかというのはお考えでしょうか。

**執行部** まず、今回のガイドラインの中で、校則の見直しについては、学校内で最低でも年に1回は見直しをする機会を設けてくださいとお願いをしております。

例えば、その中で、年度の途中であっても、急遽、やはりこれはということが、それがすごく重大なもので、これは見直したほうがいいのではないかと、それがまた学校内のほうで、ちょっと先生方のほうから提案するとか、子供たちのほうから上がってくるとか、そういったことがあればまた学校内のほうで、臨時の何か会議であるとか、委員会を開くなどして対応していただけるものと考えております。

**委員（真宅 宣昭 君）** もう1回つくられたらもうやりっ放しするわけではなくて、そう

いうメンテナンスが必要になってくると思いますのでそういうところも注意してやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 最終的に、校長先生が学校の責任者でありますので、校長先生が最終的に決定するということですがけれども、その最終決定の段階で、教職員や保護者、学校運営協議会等の大人だけの会議が最終的に行われるというところで、今まで子供を交えて主体性ということですとずっとやってきた中で、最終的にまた今度大人だけの話し合いが行われるというところで、せっかく子供たちのこの主体的な内容がここで大きく変えられるのではないかという不安があるのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

**執行部** 実際には話し合いの段階の情報というのは、校長先生もしっかり御存知のことだとは思いますが。

あくまでもその仕組みの中で、おそらく6ページのところの⑤番のところを、委員さんおっしゃられていると思うのですけれども、そういったところで、一応基本としましては、校長先生は協議の結果を尊重すると。

最終的にはおっしゃられたように、最終的に校則を制定する、そういった最終的な判断というのは、学校の管理者である校長先生がされることになっておりますので、そこには基本的にはもう適正な判断がされるものと考えております。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 校則を決めるに当たって、ほかのいろいろな情報をちょっとあちこちから仕入れたのですけれども、この子供との話し合いの中に校長先生も入って一緒に行っているというところが案外多かったのです。

だから最終的には子供たちのきちんと考えが分かった上で校長先生がそれを受けとめて、それで決定するというような形にしているところが結構多かったのです。校長先生がこの話し合いの段階でその子供と大人を同数にというふうになっているのですけれども、そこにぜひ校長先生が入る体制を作るべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**執行部** 今回お示しをしているゼロベースから見直す取組の6ページにつきましては、あくまでも例としてお示しをしておりますので、学校が、その協議段階から校長先生が入られて、一緒にその内容と子供たちの意見をしっかり聴きながら進められておられる学校があるということは、確認しておりますし、あえてこちらにはちょっと入っておりませんが、今回のこのガイドラインの趣旨というのはしっかり学校のほうでも理解、認識しておられると思いますので、そういったしっかりと子供の意見を受けとめる、そういった仕組みの中で校長先生も運営のほうに参加していただいているというふうに考えております。

**委員（五十嵐 仁美 君）** ガイドラインをつくるに当たって、末富芳教授の御指導を得たということなのですけれども、この先生を選択されて、そしてまたその指導を得ようと思ったその根拠というのはどういうことでしょうか。

**執行部** 今回末富教授にこういった助言をお願いした経緯といいますのは、この教授が、日本大学文理学部教育学科の教授で、教育行政学が御専門です。

文部科学省やこども家庭庁の各種審議会委員を兼任されておまして、また、本市が令和3年度に策定しました第2期子どもの貧困対策推進計画の策定アドバイザーとしても関わっておいで、そのときからアンケート等の内容とかを確認をされておりますので、宇部市の子供たちのことも全く知らないということではなくて御存知の先生です。

そういったところで教育基本法、それからこども基本法、双方に知見のある末富先生に御助言をお願いすることで、本ガイドラインが学校において効果的に活用されるというふうに考えました。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 貧困などに関しては随分専門的にいろいろされているみたいなのですが、この校則に関してはそんなに専門性がある感じには思えなかったのですが、そのあたりは考えられましたか。

**執行部** 末富先生は、この令和5年4月に施行されたこども基本法、こちらのほうの委員のほうもされておまして、このこども基本法というのが、もともと子供の権利、そういったものに触れている法になりますので、校則という面も考えるとやはり子供たちの学校での権利であるとか、そういったものの擁護については、知見をお持ちの方というふうに認識をしております。

**委員（五十嵐 仁美 君）** ちょっとあれなのですけれども、この教授に2回ほどオンラインで、いろいろ協議に参加していただいたみたいなのですけれども、タダではなかったと思うのですよね。それなりの指導料がかかったと思うのですけれども、どのぐらいかかったのでしょうか。

**執行部** 報酬として、総額で9万1,000円お支払いをしております。

**委員（志賀 光法 君）** 私のほうから先に、もう子育てしてから大分経ちますので現場がちょっとよく分からないので、何点か確認しながら、質疑をさせてもらえれば良いと思うのですけれども、現状、子供たちは校則をどのように認識しているのでしょうか。

例えば、中学生では生徒手帳であったりとかですね。何かあるのかないのか、現状の校則の周知というのはどういうふうになっているのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。各校においては小学校・中学校においても、中学校ではいわゆる校則で、小学校では生活の決まりとかよいこの約束とか、そういったものについては、年度の初めに紙で、各生徒、保護者宛に配布をしているというふうになっております。

**委員（志賀 光法 君）** それで、現状、学校ごとに違いがあるのでしょうか。

**執行部** 各学校において、校則の内容をしっかりと見てみますと、少しずつ違いはありまして、やはりちょっと過剰に規定をしているなど思うところもありますし、毎年見直してくださいというお願いはしてはございましたけれども、それに沿って少しずつ見直しが進んでいるという学校もあ

ります。

**委員（志賀 光法 君）** それでは、今後の進め方なのですからけれども、例えば、現状持っている学校の校則を見直していくのか、あるいはこのたびの様々なこのガイドラインに沿って、こういう項目を決めてほしいであるとか、ひな形的なものがある、校則見直しを進めていかれるのか、今後の体制、対応について伺います。

**執行部** 基本的にはゼロベースからの見直しということをお願いしております。

よりよい学校、子供たちが、自分たちが学校生活を送るに当たって、どういうふうな、どういうふうになりたいのか、そういったところからまずは考えてもらって、でもそういう時に、守らなければいけない決まりとしてどういったものが必要か。今までの既存の校則というのは参考にはなると思うのですけれども、そういったところから子供たち、それから教職員、保護者等しっかり考えてほしいというふうに考えています。

**委員（志賀 光法 君）** それはゼロベースでということ、おっしゃったのはよく分かりました。しかしながら、これをそういうふうなゼロベースで決めていくというのはかなりのパワーも要りますし、いろいろなことを進めるというので、かなり時間をかけてやることになろうかと、そういうやり方すれば、例えば、指導者のような方などを、各学校に派遣するとか、何かそういうふうなことを考えてらっしゃるのでしょうか。

**執行部** 職員等を派遣するという事は特に考えておりませんが、どうであろうかというふうな問い合わせがあれば、それに関しては、一緒に考えていくようにしております。

**委員（志賀 光法 君）** 各種体制ということがあるので、よく分かりますけれども、私自身が自ら中学校の時に短髪から長髪に取り組んだということがありますので、やはり子供たち、今いろいろな情報が入ってきますので、入ってくると思いますので、このガイドラインに沿ってすばらしい各校則あるいは決まり事ということで、そういう形になればと思っておりますので、要請された場合はしっかりと要請に応じて対応していただきますようお願いいたします。

**委員（猶 克実 君）** 共産党の応援のようなことになるかもしれませんが、荒川議員が今年の3月議会で質問をされています。

教育長が現在、校則のガイドラインについて策定中だと答弁をされています。

それを受けて、今回8月末の、9月議会の一般質問の通告が終わった後、市の教育委員会のほうからこれが公表されたということで、荒川議員が、本来なら決まったものならどんなものが決まったのか、議会のほうに示されるべきであろうということがなくて、通告の締切りの後に発表があったので9月議会の一般質問で質問ができなかった。緊急質問をしようかという話もあったのですけれども、緊急性があるかないかということから、されることはなかったところでもあります。

まず1点、議会で、ガイドラインを策定しますということがあったときに、これは教育委員会



だけではないですよ、よその各委員会では、一般に発表する前、実存する各学校にこういうものが決まりましたという、実務として動く前に、議会に報告が普通ならあるのですけれども、今回はされなかったその理由を教えてください。単なるミスですか。

**執行部** 公表前に報告をすべきではなかったかという御質問なのですけれども、ガイドラインについては、あくまでも学校が実際に取り組むときに、取り組む参考事例であるとか、あとは見直す時に押さえておかななくてはいけない観点、そういったものをお示しした事務の手引書というふうに考えておりましたので、こちらで報告をするということは、ちょっと考えてはおりませんでした。

**委員（猶 克実 君）** その辺、教育委員会と市長部局の、私かなり、これ国会レベルで言ったら、文部科学省に含まれるような内容です。教育委員会と執行部の考え方の違いですよ。

まちづくりなどでも全てガイドラインとかが出たら、必ずそのガイドラインは、議会に、正副議長のところ、それをまた配ってくださいという、それを確認してくださいという指示が出るかは別として、議会に報告があります、ほかはね。教育委員会はなかったのです。

それから、あえて3月の議会で質問をされているわけですから、その時にガイドラインをつくりますと答弁されているわけですから、やはり結果については、本来議会に報告すべきではなかったかなというふうに思います。

それが重大問題という、今からそのガイドラインを示されてこれから細かいことが決まってくるのでしょけれども、大きな宇部市政を全員がいろいろ共有するに当たって、教育委員会が個別に、学校だけとやっているように印象を受けてしまうのではなく、この中に保護者も市民もいろいろな人が入って、ガイドラインができて、これから運用されていくわけですから。

他の部局と同じように、道路のところでも何でも、植樹の件でも、こういうガイドラインをつくりました、市長はこういう方針でやっていきますという方向性が決まったら、必ず議会に来られます。ちょっと認識を改めていただきたいというふうに思います。教育長いかがですか。

**執行部** このたび説明がなかったということについては、我々も今猶委員さんの御意見もしっかり受けとめて、今後このようなガイドラインとか、そういう報告とかについては、漏れることなく、漏らすことなく行っていきたいと考えているところです。御迷惑をおかけしました。

**委員（猶 克実 君）** 我々も委員会で手順を踏んで決められたものに対して、議会がそれを言う立場ではないのですよね。ひっくり返したりして、これはどうだこうだと言う議員もいるかもしれないけれども、それはおかしいです。今から執行部の執行権に基づいて、それを議会の議決の必要のないものに対しては動いているわけだから、議会がとりあえずそこで邪魔したりすることは無いと思いますけれども。言われていないと、今度は何だかんだとこれまた永遠と聞かれる立場になりますので、お互いのために、報告を、お互いのために行っていたほうがいいだろうと。そういう意味です。

それから話を変えます。1点、白紙からということが書いてあるのですけれども、白紙から見直すと。言葉を白紙から見直すと、とても非改革的でいいように受けとめるのですけれども、実際、白紙からというのはあり得ないと思うのですが。例えば、全国的に1つのマニュアル、基準行動、基準のマニュアルとかそういったものがあるのですか、あるのではないですか。

なんか、こういうところは変えてもいいよとか、こういったことを校則の中に織り込んでいきましょうとか。何も無いのですか。

**執行部** 校則に関して、このような取決めをしてくださいというマニュアルはありません。

**委員(猶 克実 君)** それと、それから他校とのすり合わせ、できたものをですね、よその学校と、ちょっと突出しているのではないかとか、こういうことがまるきり書いていないけれども、抜けているけれどもいいのだろうかとか、そういうすり合わせをされるのですか。

**執行部** 基本的に学校がその校則を決めるに当たって、児童生徒、それから保護者、それから地域の方々と協議をして、最終的に決まったものということであれば、それについて教育委員会が内容をひっくり返すとかそういったことはありません。

**委員(猶 克実 君)** 我々が規則をつくる時によそはどうなっているのかというような質問を委員からは必ず出るのですけれども、普通はね。何も出なかったのですか。

**執行部** 今回、大きくこう見直していくというのが初めての取組になりますので、おそらく学校からは問い合わせ等は出てくると思います。実際に仕組みについて、こういった形で進めていきますという報告も頂いておりますので、そういったことにつきましては、問い合わせがあれば、各校の進捗であるとかそういった情報というのは提供してまいりたいと考えております。

**委員(猶 克実 君)** 今私が聞いたことは、実はこういうことが言いたくて聞いたのですけれども、いろいろな意見があります。

校長が最初から校則を作成するところに関わって、ちゃんとした流れを組んで、生徒が意見を言った、で、できた校則については、ちゃぶ台をひっくり返すことがないようにというので、校長が最初から関わってほしいと、そういう意見もあります。

もう1つ言うのであれば、生徒が主体的に本当に自分たちはこういうほうがいいなと言いながら、自分たちで考えて、自分たちがやると言った校則だからいいのではないかという考え方です。

あともう1つ、もうちょっとこういう貴重な考え方が必要だと、私は大事だと思っているのですけれども、数学家の藤原正彦さんがこう言っていました。

子供にはある時期、親が徹底的に子供にたたき込まなければいけない時期がある。

いつも子供に自由ですよというのではなくて、ある時だけ、この時は、基本的に親がしっかりと教えなければいけない時期は、ずうっと抑え込むのではなくて、一時期においてはそういう時もあると。だから、子供が自由にやって決めたのだからいいのではないかというだけでは、教育にはならないと思う。

ただし、最初から親や校長が関わってつくった校則だと、最初から、先生とか親に忖度しながら、子供も、先生が言ったとおりにしなければいけないと、いい子にならないといけないような気がするとか、そのようなことでつくられたのもどうかとは思っています。

だから、最後に校則の中身を校長先生が確認して、突拍子もないというようなことにならないように、やはりチェックが必要だと私は思っています。だから、このガイドラインは実はよくできているというふうに私は思っているのです。

あまり、だから子供の自由だと、共産党とは意見が違いますけれども、子供の権利だとかいうことばかり言ったら世の中めちゃくちゃになるので。

教育ということを忘れないで、やっていただきたいというのは私の希望です。だからよくできていると思います。

**副委員長（浅田 徹 君）** ちょっと今の猶さんの直後で言いにくい面もあるのですけれども。

1つは、あくまでもこの図のほうは例として挙げられたということなのですが、1例とはいえ、これがおりてくると、基本的にこれをベースに考えるところが多いかなというふうに思うのですけれども。この各学校が、校則の決め方話し合いの流れについて、スケジュールについて決めたことを、教育委員会はきちんと把握されるのですよね。

**執行部** 決められた各校の取組については、どういった会議をつくって、どのように校則を制定していたかという、一応報告をしていただくようになっておりますので、それについて、その部分で各校がどのような取組をしているのかというのは確認ができると思います。

**副委員長（浅田 徹 君）** 会議の内容に関してはその各校の地域特性もありますし、いろいろな条件もあるので、そこに口出しすべきではないというふうには思うのですけれども、ただ、やはり基本的にこの根本のところ、児童生徒が自ら考え、自ら決めていくということが守られているかどうかというのは、きちんと、手綱というか、把握してやっていただきたいというふうに思います。

それと1つ、これはちょっとさっきの猶さんの御意見と真っ向からぶつかるのですけれども、やはり、先ほどの五十嵐委員もおっしゃいましたが、最終的に校長が決定するという、決定して、生徒にその理由を説明するというふうには書いてありますけれども、その説明に対して生徒がもし納得いかない。いや僕たち、あれだけ話し合ったのに、おかしいのではないかという意見もひょっとしたら出るかもしれません。そういったものがもう、この時期だと、もう2月にそれを言われても反論できませんよね。

よしんばその反論をしたとしても、もう、翌年の校則の見直しのほうでそれを話し合いたしうとなったとしても、また、校長が同じ理由で却下するということも考えられます。

そういった意味も含めて、やはり五十嵐委員が言ったように、最初から、この11月、12月

の最初の会議のほうから、校長が入って話し合いをすれば、その生徒たちにとっても、非常にいいのではないかと。

教職員や保護者にとっても、やはり最終的な決定権者である校長と一緒に話し合っているというところで、話し合いの場をつくるというのが一番ですねこの話し合いにとっても、その重要性というかですね、意味が非常に強くなるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**執行部** 校長先生が協議のときから入って、一緒に協議をしていたほうがいいのではないかとということなのですが、6ページにあります、その見直しの推奨例というふうに挙げておりますけれども、実際にさっき五十嵐議員も言われたように、1、2月に校長が判断とされておりますけれども、実際には、このガイドラインの内容をよく見ていただいた学校、うちの学校ではもうこの協議の中に、校長先生も一緒に入ってやろうと取り組んで実際にこの推奨例とは違うやり方でやられている学校もありますので、そういった面については、教育委員会のほうでは、各学校がそれぞれの学校の実情に応じて、取組を進めておられるというふうに考えております。

実際決まったことを、毎年毎年、校長先生が、何と言うのですかね、もうこれは駄目だというふうにおっしゃられることが多分御心配をされているのではないかと思うのですけれども、そこには基本的には、保護者であるとか生徒であるとか、一番は子供ですけれどもそこにしっかりと説明、納得いく説明をしてくださいというふうに申し上げておりますし、実際にそれがあまりにも続くようであれば、このガイドラインの中でも非常に重視しておりますけれども、生徒、それから保護者、地域との信頼関係、そういったところにもやはり影響が出ていくというふうに考えておりますので、そういったところは、やはり管理の責任者である校長先生はきちんと適切に判断をされていくというふうに考えております。

**委員長（鴻池 博之 君）** ほかにありますでしょうか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** それでは、以上で、宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインについての報告は終わりました。

---

**委員長（鴻池 博之 君）** もうあまり時間がないですけれども、最後にいきますか。

いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（鴻池 博之 君）** それでは次に、みらいWalkers★UBEの開催について執行部から情報提供がありますので、説明を受けたいと思います。

**執行部** それでは情報提供になります。みらいWalkers★UBEの開催につきまして、

学校教育課長から説明させますので、よろしくお願ひします。

**執行部** それでは私のほうから、御説明いたします。

職業体験イベント、みらいWalkers★UBEの紹介になります。配付しておりますパンフレットの案を御覧いただけたらと思います。なお、こちらのパンフレットについては、現在作成途中ということで、一部空欄となっております。失礼いたします。

本イベントにつきましては、令和3年度より、キャリア教育の一環として中学生に自身の将来像や働くこと、地元就職への関心を高めることを目的として、また地元企業の魅力を体験するイベントとして開催いたしております。

昨年度も一昨年度も実施しまして、中学生及び教職員にも大変好評を得たところでございます。

本年度も参加対象については、中学校2年生、実施期日については、今年度は10月4日、5日ということで、そちらにお示ししている時間での実施を考えております。

なお、会場につきましては、俵田翁記念体育館ということで、本年度、参加企業の予定としましては、30社の企業団体が出展予定ということで、調整を進めておるところでございます。

お時間がございましたら、ぜひお越しいただけたらと思います。

以上でございます。

**委員長（鴻池 博之 君）** 以上で、説明が終わりました。

質疑はありますか。

**委員（岩村 誠 君）** 以前、中学生が日にちを決めて、こういうどこかに一同が集まっているわけではなくて、各会社に行っていたという、そういう事業とかがあったと思うのですが、それは今はもうやってないのでしょうか。

**執行部** コロナ禍の中というところで、それに代わるものとして現場は捉えており実施をしているところですが、本年度以降については各学校の実情に応じて、職場体験学習という形もとられるように捉えております。

**委員長（鴻池 博之 君）** ほかに質疑はありますか。ないようですので、以上で、みらいWalkers★UBEの開催についての報告は終わりました。

教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

---

**委員長（鴻池 博之 君）** 以上で、委員会を閉会いたします。

———— 午後零時閉会 ————

---

令和5年9月11日

文教民生委員会委員長

鴻池博之